

事例1 労災保険法第8条第2項に規定する給付基礎日額の特例により給付基礎日額が6,600円となる労働者(平均賃金6,500円)に対し、50日分の休業補償給付が支給されるケース

① 第1回目の請求(休業30日分)

A: 徴収金の額として算定された額

$$6,600 \text{円} \times 60/100 \times 30 \text{日} = 118,800 \text{円}$$

B: 労働基準法に規定する災害補償額

$$6,500 \text{円} \times 60/100 \times 30 \text{日} = 117,000 \text{円}$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

② 第2回目の請求(休業20日分)

C: 徴収金の額として算定された額

$$6,600 \text{円} \times 60/100 \times 20 \text{日} = 79,200 \text{円}$$

D: 労働基準法に規定する災害補償額

$$6,500 \text{円} \times 60/100 \times 20 \text{日} = 78,000 \text{円}$$

→ Cの額がDの額を超えることから、Dの額を徴収金の額とする。

事例2 給付基礎日額8,200円の労働者(平均賃金8,200円)に対し、傷病補償年金(傷病等級第1級)が支給されるケース

A: 徴収金の額として算定された額

(各支払期月の傷病補償年金の支払い額)

$$8,200 \text{円} \times 313 \text{日} \div 6 \text{支払期月(年間)} = 427,766 \text{円}$$

B: 労働基準法に規定する災害補償額

(各支払期月の傷病補償年金の支給期間に対応する休業補償の額)

$$8,200 \text{円} \times 60/100 \times 61 \text{日} = 300,120 \text{円}$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

事例3 給付基礎日額8,000円の労働者（平均賃金8,000円）に対し、
障害補償一時金（障害等級第8級）が支給されるケース

A：徴収金の額として算定された額

$$8,000 \text{ 円} \times 503 \text{ 日} = 4,024,000 \text{ 円}$$

B：労働基準法に規定する災害補償額（身体障害第8級相当）

$$8,000 \text{ 円} \times 450 \text{ 日} = 3,600,000 \text{ 円}$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

事例4 給付基礎日額7,000円の労働者（平均賃金7,000円）に対し、
葬祭料（315,000円に給付基礎日額30日分を加算した額）が支給
されるケース

A：徴収金の額として算定された額

$$315,000 \text{ 円} + (7,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 日}) = 525,000 \text{ 円}$$

B：労働基準法に規定する災害補償額

$$7,000 \text{ 円} \times 60 \text{ 日} = 420,000 \text{ 円}$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。